

天栄村墓地公園の使用について【自由区域】

1 墓碑等の新設（改修等を含む）から遺髪等の埋蔵までの手続きについては、下記の（１）から（３）の手順で行ってください。

（１） 墓碑等を新設（改修等を含む）しようとする場合は、事前に「墓所内工事着手届」（第７号様式）を提出してください。また、新設等をする場合には条例に定める次の事項を遵守してください。

ア 墓碑その他の設備は、その高さを縁石又は地面から 2.7 メートル以内とし、通路又は隣接の利用者に支障を及ぼさないようにすること。

イ 墓所の盛土設備の高さは、縁石又は地面から 0.5 メートル以内とし、周囲の土留工事は、石材又はコンクリート、その他これに類する材料を用い崩壊しないようにすること。

ウ 樹木の植栽はしないこと。

【添付書類】①「墓所使用許可証」の写し

②工事設計図

（２） 墓碑等を新設した場合には、すみやかに「墓所内工事完成届」（第８号様式）を提出してください。

【添付書類】①工事写真

（３） 遺髪等を埋蔵しようとする場合は、事前に「遺髪遺品等埋蔵届」（第５号様式）を提出してください。

【添付書類】①死体火葬許可証または改葬許可証

②「墓所使用許可証」

2 次のような場合にはお手続きが必要になりますので、役場住民課までお問い合わせください。

（１） 使用権を承継するとき（第１４号様式）

（２） 氏名、本籍、住所等に変更が生じるとき（第６号様式）

（３） 代理人を定め又は変更するとき（第２号様式）又は（第６号様式）

（４） 墓所使用許可証を紛失又は汚損したとき（第４号様式）

（５） 墓所を返還したいとき（第１３号様式）

※既納の使用料及び管理料の還付は原則できませんのでご了承ください。ただし、使用許可を受けた日から３年以内かつ当該場所の使用前に返還する場合は既納額の 80%が返還されます。

【 お問い合わせ先 】

〒962-0592 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 7 8

天栄村役場 住民課住民生活係

電話 0248-82-2119 Fax 0248-81-1008